

国立研究開発法人情報通信研究機構法第18条第5
項に規定する特定アクセス行為等実施計画の変更
の認可について

(諮問第3223号)

<目次>

1 諮問書	1
2 特定アクセス行為等実施計画の変更の認可 について	2
3 審査結果	11

別添（委員限りのため省略）

- 国立研究開発法人情報通信研究機構法第18条第
2項に規定する特定アクセス行為等実施計画の変
更認可申請書

(公印・契印省略)

諮 問 第 3223 号

令和 8 年10月29日

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 相田 仁 殿

総務大臣 藤井 比早之

諮 問 書

国立研究開発法人情報通信研究機構（理事長 大野 英男）から、令和 8 年10月13日付け情通機理第12号のとおり、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号。以下「法」という。）第18条第 5 項の規定に基づき、同条第 2 項の特定アクセス行為等実施計画について、特定アクセス行為等の実施体制及び特定アクセス行為により取得した情報の適正な取扱いを確保するための措置等の変更に係る申請があった。

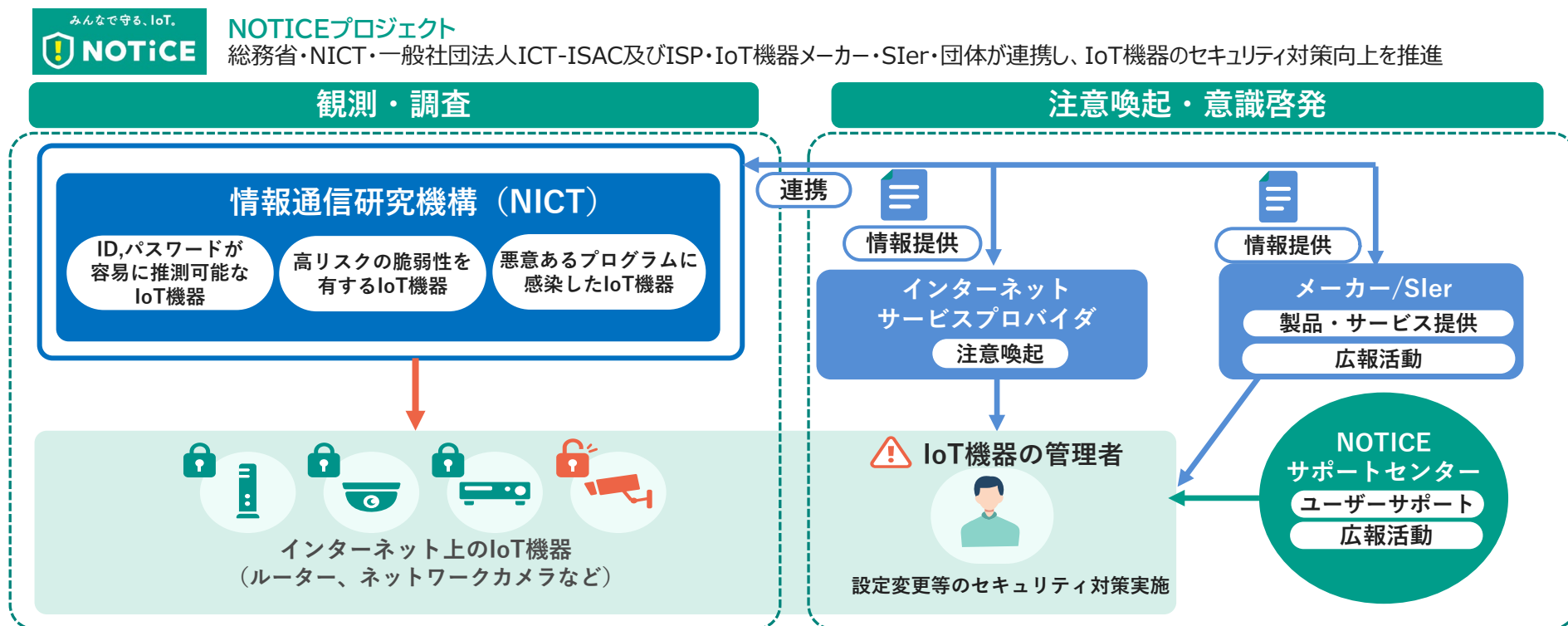
当該申請について審査した結果、法及び特定アクセス行為等実施計画及び識別符号の基準に関する省令（令和 6 年総務省令第11号）の規定に適合していると認められるため、申請のとおり特定アクセス行為等実施計画の変更を認可することとしたい。

上記のことについて、法第23条の規定により諮問する。

特定アクセス行為等実施計画の変更の認可について

令和8年10月
総務省 サイバーセキュリティ統括官室

- 情報通信研究機構(NICT)がインターネットを観測・調査し、悪意あるプログラム（マルウェア）に感染したIoT機器や、今後感染する危険性が高い脆弱なIoT機器を発見し、電気通信事業者（ISP）と連携し、当該機器等の管理者に注意喚起・意識啓発を行い対応を促す取組「NOTICE」を平成31年2月より開始。
- 本取組を通じて、IoTボットネットによるサイバー攻撃（DDoS攻撃）の発生と被害を軽減。



2026年8月の結果

IoT機器観測総数

月 1.18 億件

ID, パスワードが
容易に推測可能なIoT機器

月 13,708 件

高リスク脆弱性を有するIoT機器

月 2,151 件

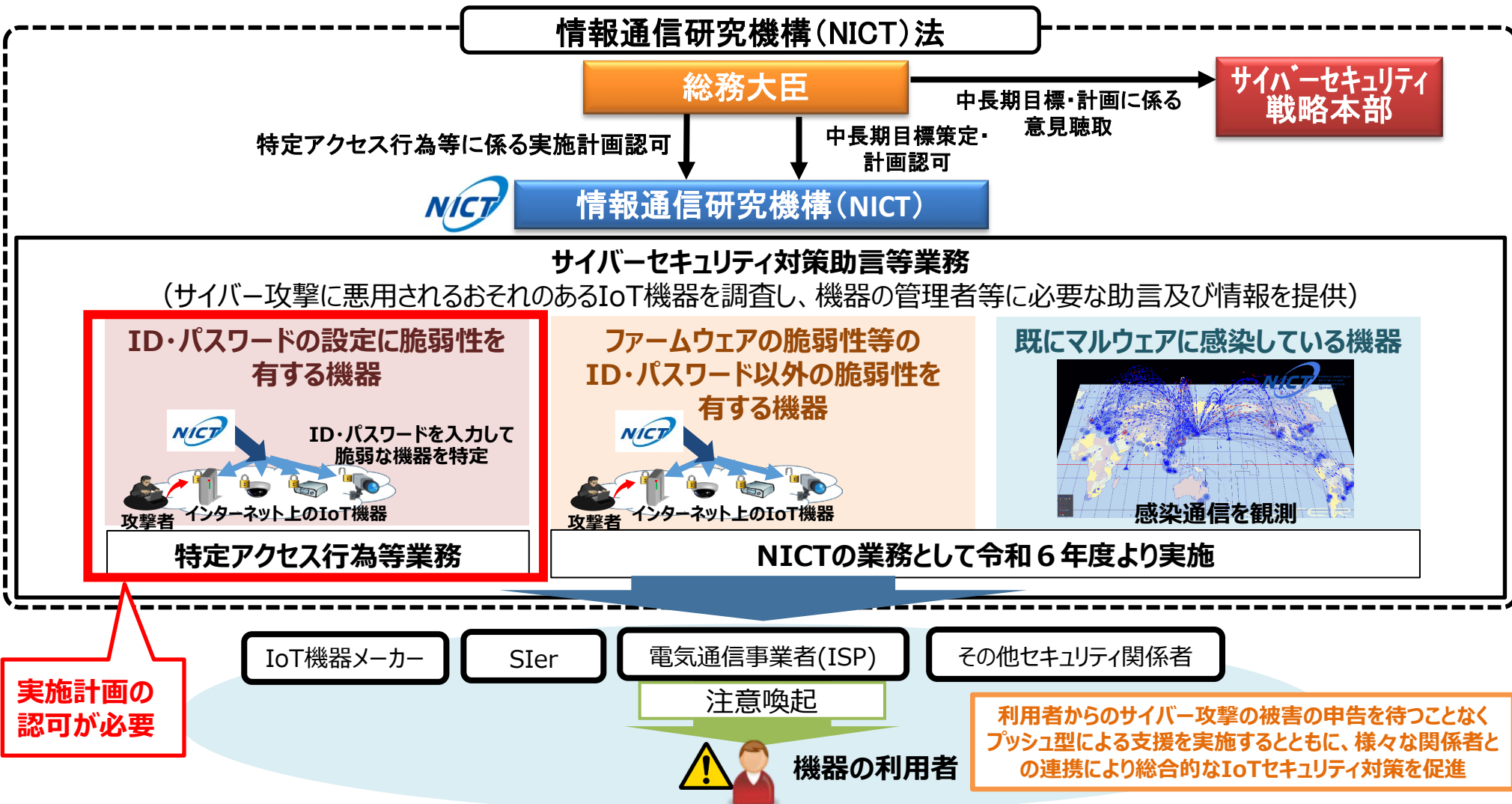
マルウェアに感染した
IoT機器検知数

最大 299 件/日

特定アクセス行為等の実施及び実施計画の認可について

2

- NICTにおけるIoT機器の調査対象はID・パスワード設定の脆弱性を有する機器（特定アクセス行為等業務）及び令和6年度からファームウェアの脆弱性等を有する機器やマルウェア感染済み機器の調査を実施。
- 特定アクセス行為等業務の実施に当たっては、実際にIoT機器にID・パスワードを入力する特定アクセス行為を行う必要があるため、NICTは実施計画を作成し、総務大臣の認可を受ける必要がある。



- NICTから国立研究開発法人情報通信研究機構法（以下「機構法」という。）に基づき実施している特定アクセス行為(ID・パスワード設定の脆弱性の調査) 等に係る実施計画について、一部を変更する旨の申請があった。
- 変更の認可にあたっては、国家公安委員会及び経済産業大臣への協議並びに情報通信行政・郵政行政審議会への諮問が必要であることから、今般、本件について同審議会に諮問するものである。
- なお、当該実施計画については、令和8年3月に実施期間の更新及び実施体制の変更に係る変更認可を受けているが、その後の設備整備の具体化に伴い、新たな拠点の追加等が必要となったため、改めて変更申請がなされたものである。

特定アクセス行為等実施計画について

機構法に規定される特定アクセス行為等実施計画の記載事項は以下のとおり。

①特定アクセス行為等の実施期間	④特定アクセス行為に用いる識別符号
②特定アクセス行為等の実施体制	⑤特定アクセス行為により取得した情報の適正な取扱いを確保するための措置
③特定アクセス行為に用いる設備	⑥その他総務省令で定める事項

特定アクセス行為等実施計画変更の背景について

特定アクセス行為等実施計画の変更申請の理由としては以下のとおり。

○新たな拠点における業務の実施

- ✓ 令和6年度の調査事業を拡大したことにより、調査業務量が増加したため、現在の計算機環境の拡充が必要となった。
- ✓ 一方、調査設備を設置している小金井拠点（東京都小金井市）については、設置スペースの床耐荷重及び電力供給容量が上限に近い状態にあり、更なる設備拡充が困難な状況であった。
- ✓ このため、必要な設置スペース及び電力供給容量を確保可能な北陸拠点（石川県能美市）において設備設置環境の整備を進めてきたところ、今般、当該整備が完了したことから、同拠点を実施場所として追加する。

北陸拠点において特定アクセス行為等を実施するため、拠点追加に係る実施体制及び物理的安全管理措置の変更を行う。

特定アクセス行為等実施計画の変更箇所について

● 実施体制の変更（実施計画の記載事項②関連） ▶ 諮問対象

- 小金井拠点に加え、石川県能美市に設置する拠点においても特定アクセス行為等に係る業務を実施することに伴い、実施体制の項目において、東京都小金井市及び石川県能美市にそれぞれ設置する拠点で特定アクセス行為等を実施する旨を明記する。

● 物理的安全管理措置の変更（実施計画の記載事項⑤関連） ▶ 諮問対象

- 各拠点にて業務に従事する者が、業務の実施にあたり他拠点のサーバに接続する場合にも、取得した情報の適正な取り扱いを確保するため、機構の拠点間を接続する電気通信回線については、専用線を用いることとする。これにより、第三者がインターネットから直接アクセスできない閉域網を構成する。
- 一部のサーバ装置について、仕様上サーバラックへの施錠による固定が困難であることから、物理的な固定方法としてワイヤによる固定を追加する。

ご参考：諮問を要しない軽微な事項

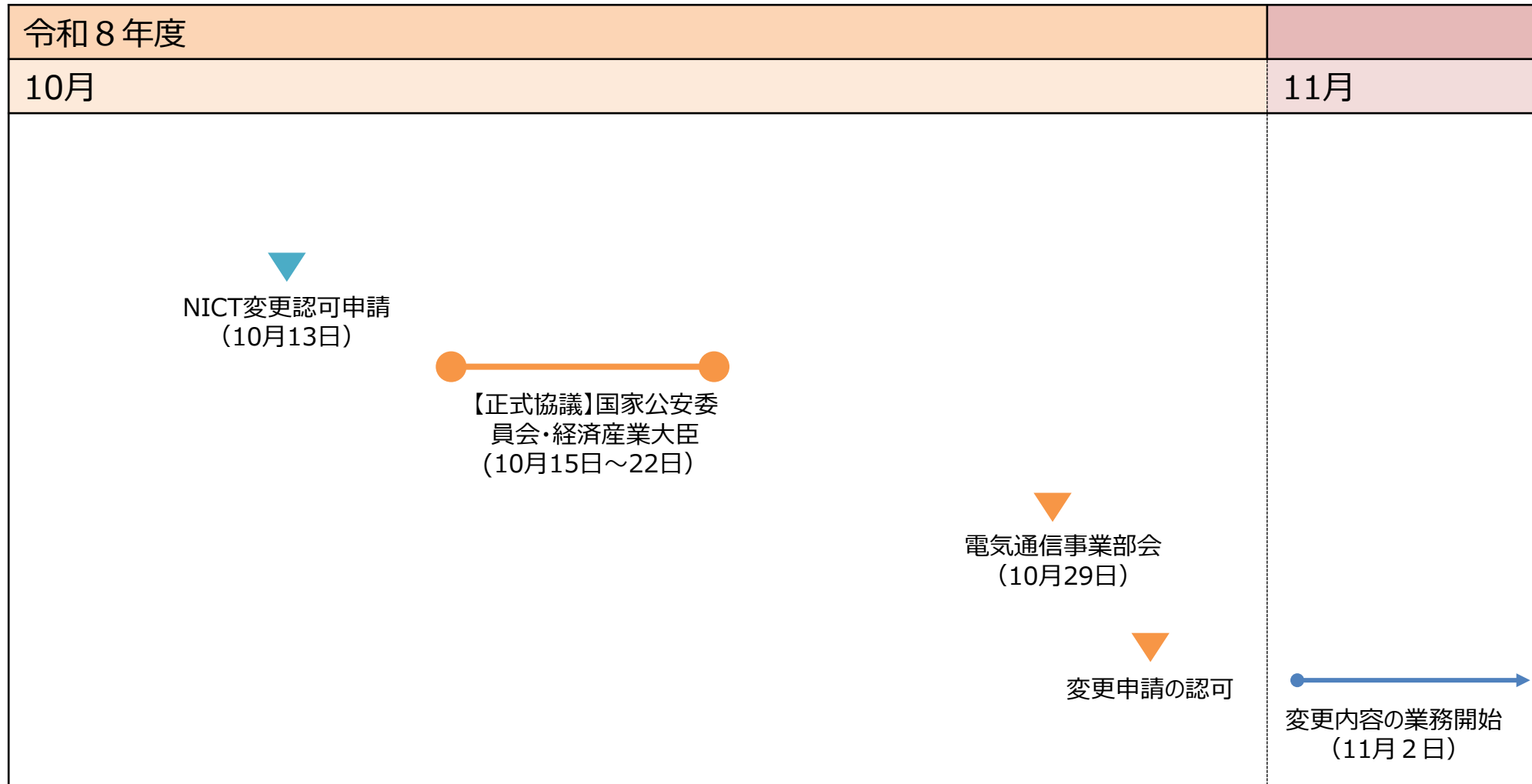
● アイ・ピー・アドレスに関する追加（実施計画の記載事項③関連）

- 特定アクセス行為等に係る業務を実施するため、機構の石川県能美市に設置する拠点のサーバ装置に割り当てられるIPアドレスを追加する。

● 識別符号の追加（実施計画の記載事項④関連）

- 送信型対電気通信設備サイバー攻撃の実績のあるマルウェア（亜種含む）で利用されている識別符号について、これまでの調査を通じて新たな知見が蓄積されたことから、特定アクセス行為等実施計画 別添 3 の識別符号を追加する。

NICTからの変更申請について、国家公安委員会及び経済産業大臣へ協議（機構法第22条）を行い、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問（機構法第23条及び機構法施行令第8条）し、その答申を踏まえ、認可すべきとされた場合、総務大臣は認可することとする。



○国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第百六十二号)

(特定アクセス行為等の実施)

第十八条 機構は、第十四条第一項第七号ロに掲げる業務を行う場合において、その一部として次に掲げる業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

一 特定アクセス行為を行うこと。

二 通信履歴等の電磁的記録を作成すること。

三 特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備が次のイ又はロに掲げる者の電気通信設備であるときは、当該イ又はロに定める者に対し、通信履歴等の電磁的記録を証拠として当該電気通信設備又は当該電気通信設備に電気通信回線を介して接続された他の電気通信設備を送信先又は送信元とする送信型対電気通信設備サイバー攻撃のおそれへの対処を求める通知を行うこと。

イ 電気通信事業者 当該電気通信事業者

ロ 電気通信事業者(電気通信事業法第百十六条の二第二項第一号イに該当するものに限る。第九項において同じ。)の利用者 当該電気通信事業者

2 機構は、前項の認可を受けようとするときは、総務省令で定めるところにより、同項各号に掲げる業務(以下この条において「特定アクセス行為等」という。)の実施に関する計画(以下この条において「特定アクセス行為等実施計画」という。)を作成し、総務大臣に提出しなければならない。

3 特定アクセス行為等実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定アクセス行為等の実施期間

二 特定アクセス行為等の実施体制(第一項第二号に掲げる業務の全部又は一部を他の者に委託する場合にあっては、委託先の選定に係る基準及び手続を含む。)

三 特定アクセス行為に用いる設備

四 特定アクセス行為に用いる識別符号

五 特定アクセス行為により取得した情報の適正な取扱いを確保するための措置(第一項第二号に掲げる業務の全部又は一部を他の者に委託する場合にあっては、委託先における当該情報の適正な取扱いを確保するための措置を含む。)

六 その他総務省令で定める事項

4 [略]

5 機構は、第一項の認可を受けた特定アクセス行為等実施計画を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、変更後の特定アクセス行為等実施計画を総務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。

6～9 [略]

(国家公安委員会及び経済産業大臣との協議)

第二十二條 総務大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、国家公安委員会及び経済産業大臣に協議しなければならない。

一 [略]

二 第十八条第一項の認可又は同条第五項の変更の認可をしようとするとき。

(審議会等への諮問)

第二十三條 総務大臣は、次に掲げる事項については、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものに諮問しなければならない。ただし、当該審議会等が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一 [略]

二 第十八条第一項の認可又は同条第五項の変更の認可

○国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令(平成十六年政令第十三号)

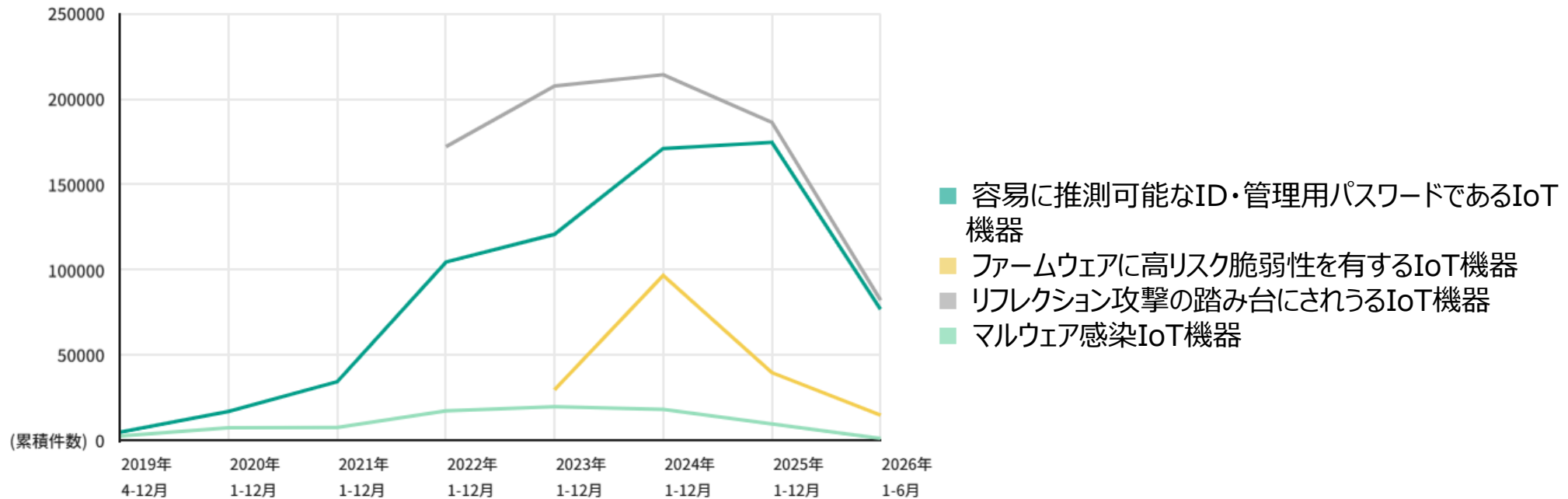
(法第二十三条の審議会等で政令で定めるもの)

第八条 法第二十三条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。

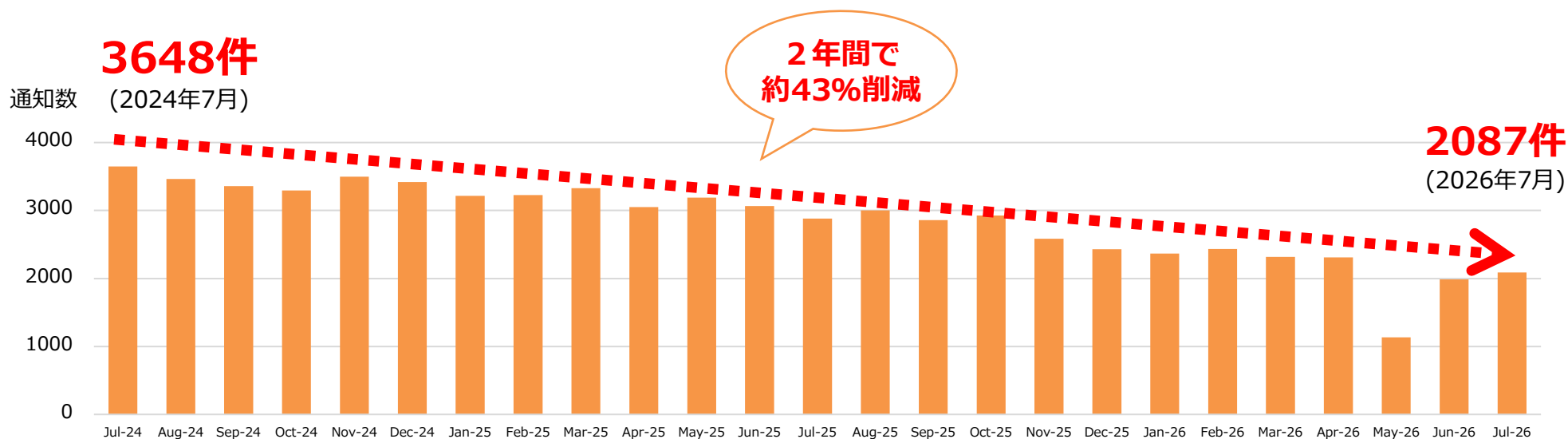
○NOTICEで検知した脆弱なIoT機器の総数については、毎年変動している。

○変動する理由としては、新たなマルウェアによる感染増、調査方法の変化や注意喚起の効果等、複数の要因が考えられる。

観測状況の推移 (2019年～2026年)



- NOTICEにより、マルウェアが悪用する機器（Telnet/SSH）について、ID/パスワードの脆弱性を調査している。
- 特定アクセスに成功した接続先をISPに通知し、ISP経由で注意喚起を実施しており、その結果、ISPへの通知数は、ピーク時比で2年間で約43%減少。
- さらに、ソフトウェア脆弱性を有する機器についても、ISP経由の注意喚起により、観測数の減少が確認されている。



注意喚起対象数（NICTからISPに通知した数）の推移

審査の結果

国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成 11 年法律第 162 号。以下「法」という。）及び特定アクセス行為等実施計画及び識別符号の基準に関する省令（令和 6 年総務省令第 11 号。以下「省令」という。）に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審査事項	結果	事由
1 特定アクセス行為等の実施期間が適正に定められていること。（省令第 2 条第 1 項第 1 号）	－	変更なし。
2 特定アクセス行為等の実施体制が適正に定められていること。（省令第 2 条第 1 項第 2 号）	適	特定アクセス行為等に係る業務を実施している機構の小金井本部の拠点では、設置場所の制約により設備の更新・拡張が困難であり、将来的な処理能力の向上や安定的な業務運営への対応に限界がある。このため、業務継続性及び拡張性の確保を目的として、小金井拠点に加え、石川県能美市に設置する拠点においても特定アクセス行為等に係る業務を実施することが適正に定められていると認められる。
3 特定アクセス行為に係る業務に従事する者の氏名、所属部署及び連絡先が適正に定められていること。（省令第 2 条第 1 項第 3 号）	－	変更なし。
4 法第 18 条第 1 項第 2 号に掲げる業務の全部又は一部を他の者に委託する場合における、委託先の選定に係る基準及び手続が適正に定められていること。（省令第 2 条第 1 項第 4 号）	－	変更なし。
5 特定アクセス行為に係る電気通信の送信元の端末設備又は自営電気通信設備に割り当てられるアイ・ピー・アドレスが適正に定められていること。（省令第 2 条第 1 項第 5 号）	適	2 の拠点追加に伴い、特定アクセス行為等に係る業務を実施する機構の石川県能美市に設置する拠点のサーバー装置に割り当てられるアイ・ピー・アドレスを特定アクセス行為等実施計画「別添 2 特定アクセス行為の送信元の端末設備又は自営電気通信設備に割り当てられるアイ・ピー・アドレス等」のとおり追加するものであり、適正に定められていると認められる。
6 特定アクセス行為に係る電気通信の送信先のアクセス制御機能を有する特定電子計算機である電気通信設備又は当該電気通信設備に電気通信回線を介して接続された他の電気通信設備に割り当てられるアイ・ピー・アドレスの範囲が適正に定められていること。（省令第 2 条第 1 項第 6 号）	－	変更なし。

7 省令第2条第1項第5号及び第6号に掲げるもののほか、特定アクセス行為等に係る設備に関する事項が適正に定められていること。（省令第2条第1項第7号）	適	5の記載追加に伴い、当該設備の設置場所となる拠点情報を明記するため、特定アクセス行為等実施計画「別添2 特定アクセス行為の送信元の端末設備又は自営電気通信設備に割り当てられるアイ・ピー・アドレス等」に注記を追加するものであり、適正に定められていると認められる。
8 特定アクセス行為に係る識別符号の方針が適正に定められていること。（省令第2条第1項第8号）	－	変更なし。
9 省令第2条第1項第8号の方針に基づき入力する識別符号が適正に定められていること。（省令第2条第1項第9号）	適	8の識別符号の方針のうち、「送信型対電気通信設備サイバー攻撃の実績のあるマルウェア（亜種含む）で利用されている識別符号」について、これまでの調査を通じて新たな知見が蓄積されたことから、特定アクセス行為等実施計画「別添3 特定アクセス行為に係る識別符号の方針に基づき入力する識別符号」に追加する。恒常的な調査対象を増やすことにより、NOTICEにおける調査の実効性向上に資するものであり、適正に定められていると認められる。
10 特定アクセス行為により取得した情報の適正な取扱いを確保するための措置に関する事項（法第18条第1項第2号に掲げる業務の全部又は一部を他の者に委託する場合にあっては、委託先における当該情報の適正な取扱いを確保するための措置を含む。）が適正に定められていること。（省令第2条第1項第10号）	適	2の拠点追加に伴い、各拠点にて業務に従事する者が、業務の実施に当たり他拠点のサーバーに接続する場合にも、取得した情報の適正な取扱いを確保するため、機構の拠点間を接続する電気通信回線については、専用線を用いることとする。これにより、第三者がインターネットから直接アクセスできない閉域網を構成するものであり、適正に定められていると認められる。 また、サーバー装置等の盗難等を防止するための物理的な保護については、サーバーラックに格納し施錠するが、サーバーラックに施錠できない場合は、「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン（令和7年度版）」に施錠とセキュリティワイヤーによる固定の両方が例示されていることを踏まえ、一部のサーバー装置について、仕様上サーバーラックへの施錠により固定することが困難であることから、物理的な固定方法としてワイヤーによる固定を追加するものであり、こちらについても、適正に定められていると認められる。
11 送信型対電気通信設備サイバー攻撃のおそれへの対処を求める通知先に求める特定アクセス行為により取得する通信履歴等の電磁的記録に記録された情報の適正な取扱いを確保するための措置に関する事項が適正に定められていること。（省令第2条第1項第11号）	－	変更なし。

12 特定アクセス行為等の実施に係る情報の公開に関する事項が適正に定められていること。 (省令第2条第1項第12号)	—	変更なし。
13 その他必要な事項について適正に定められていること。(省令第2条第1項第13号)	—	変更なし。
14 本実施計画に基づき、特定アクセス行為等が確実に実施されると認められること。(法第18条第4項)	適	上記の審査事項に問題は無く、変更された本実施計画に基づき、特定アクセス行為等が確実に実施されると認められる。